

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

規制の名称：製品安全分野における環境変化を踏まえた制度的措置

規制の区分：（新設）改正（拡充）緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

評価実施時期：令和6年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

#### 1. インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

##### (1) 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

製品安全4法（「消費生活用製品安全法（消安法）」「電気用品安全法（電安法）」「ガス事業法（ガス事法）」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」）上の義務を果たすべき製造・輸入事業者が国内に存在しないため、履行されるべき義務（技術基準への適合等）が履行されず、また、事故が生じた製品の回収等が行われないことにより、国内の消費者の生命又は安全の確保が困難となる事態が継続するおそれがある。（重大製品事故が発生しても当該消費生活用製品の製造・輸入事業者からの報告がなされない発火事故が少なくとも年間100件超あり（2022年度））。

##### (2) 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

製品安全誓約（※）に署名していない事業者が運営するインターネットモールでは、リコール製品や安全でない製品が出品され続ける状態が継続してしまうおそれが高く、消費者が製品事故の被害に遭うリスクの高い状態が維持されてしまう。

※オンラインモール上において出品・販売される、リコール製品や安全ではない製品がもたらす、生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的とした、製品安全に係る法的枠組みを超えた「官民協働の自主的な取組」。

### (3) 届出事項の公表制度の創設

特に（今般措置する）特定輸入事業者を始めとして、対象となる事業者が届出を行っているかについて、取引デジタルプラットフォーム提供者や一般消費者が速やかに確認できる環境の整備がなされず、現行の開示請求制度にとどまる場合、情報の提供までに一定の期間（1ヶ月程度）を要するため、一般消費者の利便性や円滑な取引が阻害される恐れがある。

## 2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

### (1) 子供用の製品に係る規制の創設

子供用の製品について、多くの諸外国では事前規制が導入されているが、日本では一部を除いて事前規制がなく、諸外国で販売が禁止された製品であっても、国内で流通を防止することができない状況にある。

—2007～2022年（16年間）にかけて子供が被害者となった重大製品事故は少なくとも319件発生（消安法に基づき消費者庁より経産省に通知された重大製品事故をもとに集計）。

—2008年3月～2017年9月までの約10年間で7件の気道閉塞事故（うち死亡事故3件）（消費者安全調査委員会報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」（2017年11月））

### (2) 子供用特定製品の中古品特例

玩具等の子供用の製品については、一定の中古品市場がかねてから存在しているが、当該特例を設けない場合、容器包装がなく必要な表示等が確認できない中古品の販売ができないこととなる。

## ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

## 1. インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

### (1) 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

インターネットモール等を通じ、特に海外の事業者が国内の輸入事業者を介さず、直接国内の消費者に対して消費生活用製品を販売する機会が増大。こうした流通形態においては、製品安全4法上の義務を果たすべき製造・輸入事業者が国内に存在しない。

このため、海外から直接販売をする者（特定輸入事業者）を、現行の製造・輸入事業者と同様に、規制対象とすることを明確化する。また、これらの事業者は地理的に遠隔（海外）にいることもあり、当該事業者に代わって国内で必要な対応をとる者（国内管理人）を選任させることで、当該事業者が果たすべき義務の履行を担保することが必要である。

### (2) 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

近年、インターネット取引の拡大に伴い、取引デジタルプラットフォーム提供者が、国内外の事業者と国内の消費者の間に介在する取引の機会が増大している。他方、インターネットモールに出品している事業者と連絡が付かない等の事態も生じており、製品安全に係る必要な措置が講じられることが期待できないことが想定される。

このため、消費者の生命又は身体に危害が発生すると認められ、製造・輸入事業者等によって必要な措置が講じられることが期待できない等の場合に、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、対象製品のインターネットモールの利用の停止等を要請できることとすることが必要である。

非規制手段として、大手取引デジタルプラットフォーム提供者が署名している自主的な取組（製品安全誓約）による手段も想定されるが、自主的な取組であり、全ての取引デジタルプラットフォーム提供者が製品安全誓約に基づく取組を行っているものではないことから、当該措置を講じることが必要である。

### (3) 届出事項の公表制度の創設

インターネットを通じた商取引の拡大等を背景に、製品安全4法での届出事業者（製造・輸入事業者）数は増加し、取引の迅速性が重視されることから、当該事業者が必要な届出を行っているかを迅速かつ簡便に確認するニーズが高まっているものの、取引デジタルプラットフォーム提供者や消費者が必要な届出を行っている事業者かどうかを速やかに確認できる環境が整っていない。現行の開示請求制度では、請求から情報提供までに1か月程度要していることから、大量迅速な取引を前提とするビジネスにおいて消費者の利便が損なわれ、円滑な取引が阻害されているおそれがある。

また、代替策として、現行の開示請求制度を維持しつつ、更なる効率化を推進すること（開示請求の到達から請求者への情報開示の迅速化）が考えられるが、この場合の行政対応コストの確実な増加（インターネットモール上でのなされている対象製品に関する大量かつ迅速な取引に対する照会ニーズへ十分に応えるためには担当職員の大幅増員を行うことが必要）が見込まれ、非合理かつ迅速な回答が期待できないなど実効性も乏しいと考えられる。

そこで、今般、製品を取り扱う事業者や消費者が自発的かつ迅速に届出情報を活用できるよう、届出情報を公表して製品の安全性を確認できる環境を整備することで、流通の初期段階で安全でない製品の国内流通を防ぐことを可能とする。

## 2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

### (1) 子供用の製品に係る規制の創設

玩具等の子供用の製品については、多くの諸外国で事前規制（安全性に関する基準を満たさない製品の販売禁止等の措置）の対象であるため、海外では安全ではない製品とされているものが日本国内に流通してしまう状況となっている。子供の安全確保を図るため、子供用の製品について

て、事前規制の対象とし、技術基準への適合等の措置を講じることとする。  
非規制手段として、民間事業者による取組に委ねることも想定されるが、現状の民間団体における制度（ST マーク）の普及率は6～7割と言われており、自主的な取組であることから、ST マークを取得しない製品も一定程度存在する。  
今後、インターネット取引の拡大に伴い、海外からの製品も容易に入手しやすい環境になっていることから、国による事前規制を設けることが必要である。

#### （２）子供用特定製品の中古品特例

一部の子供用の製品（主に玩具）では、中古品市場やアンティーク市場がかねてから存在し、一定の経済規模として国内外でビジネスとして広く認識され、成立している。他方、子供用の製品は必要なマーク等を容器包装に付すことが想定され、中古品市場では当該容器包装がないこともあり得ることから、マークを確認できない事態が生じるおそれが高い。  
非規制手段としては、消費者への中古の子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）を取り扱う際の注意喚起の徹底や、現存する民間の安全認証制度（ST/SG マーク制度）の周知等が想定されるが、必ずしも全ての製品が民間の安全認証を取得しているものでないことや、中古品市場においてはこれらのマークも確認ができない事態が生じる可能性がある。  
そこで、子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を認める特例を措置することが必要である。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 1. インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

##### （１）海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

【遵守費用】特定輸入事業者にとっては、新たに事業開始の届出のための書類作成、技術基準への適合検査に係る事務（自主検査又は登録検査機関による適合性検査の受検）、国内管理人の選任等に関する事務が発生するが、具体的に届出を行う事業者数が明らかではなく（インターネットモールを利用して、国内の消費者と直接取引をする海外事業者数を推定・把握することは困難）、届出書類の作成や技術基準への適合検査に係る事務負担についても事業者毎に異なること

から、定量的推計は困難。

【行政費用】上記のとおり、新たに届出等がなされる海外事業者の総数が明らかではないため、行政費用を具体的に推計することは困難。

#### (2) 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

【遵守費用】規制当局から出品削除要請を受ける取引デジタルプラットフォーム提供者側での対応は違反品の内容や件数、出品者との契約・規約などにより千差万別であることから、事務作業の総量を推計することは困難。

【行政費用】今回の法改正に基づいて取引デジタルプラットフォーム提供者に対して行われる出品削除要請にて生じる行政事務コストについては、当該出品削除要請がどの程度生じるかをあらかじめ想定することが難しいため、当該行政費用を推計することは困難。

#### (3) 届出事項の公表制度の創設

【遵守費用】新たに対象となる届出事業者（(1)及び(4)に該当する者）にとっての遵守費用については、各項目での遵守費用に包含されている。

【行政費用】届出は書面又は保安ネット（オンライン）を通じて提出されることになっており、現行と変わらない。また、公表に関する事務については、保安ネットに入力された届出事項のうち、必要な事項が抽出されて適宜オンラインで掲出される。公表に際し、必要な情報システムの改修経費が一定程度生じることが見込まれる。ただ、届出及びその情報管理について電子化を推進することで行政効率化を図ることとしている。

## 2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

#### (1) 子供用の製品に係る規制の創設

【遵守費用】新たな規制対象となる子供用特定製品の製造・輸入事業者にとっては、事業開始の届出のための書類作成、技術基準への適合検査に係る事務（自主検査又は登録検査機関による適合性検査の受検）等に関する事務が発生するが、具体的な対象製品については、今後、政令で指定されるため、現時点で、新たな対象となる事業者数が明らかではない。したがって、遵守費用について、定量的な推計は困難である。

【行政費用】上記のとおり、新たな規制対象となる子供用特定製品の製造・輸入事業者の総数が明らかではないため、行政費用を具体的に推計することは困難。

#### (2) 子供用特定製品の中古品特例

【遵守費用】子供用特定製品の中古品を販売する事業者においては、消費者への注意喚起や安全確保のための体制整備等を行うこととなるため、周知や販売体制の整備等に関する事務が発生す

ることになる。他方、子供用特定製品の具体的な対象が明らかになっておらず、また、それら製品のうち、どの程度の製品が中古品市場で表示なしで流通するかといった点を明らかにすることは困難である。また、多種多様な子供用の製品がある中で注意喚起や販売体制の整備に求められる作業も販売店舗や販売形態に応じて異なることから、当該費用を具体的に推計することは困難。

【行政費用】上記のとおり、対象となる子供用特定製品の中古品を販売する事業者の規模が明らかではないため、行政費用を具体的に推計することも困難である。

#### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではないため、当該項目は該当しない

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

##### 1. インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

###### (1) 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

特定輸入事業者を規制対象とし、対象製品の技術基準への適合や重大製品事故の国への報告等を求めることとすることで、海外から直接販売される製品の安全確保を図ることができる。特定輸入事業者に対しては、「国内管理人」の選任を求め、直接販売する事業者が果たすべき義務の履行を担保することができる。

なお、①のとおり、国への事故報告の義務が履行されていない発火事故は少なくとも年間100件超であると推計されており、当該措置により、事業者において注意喚起や再発防止措置が適切に実行されることで、事故の未然防止等につながるが見込まれる。

###### (2) 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

インターネットモールで提供される消費生活用製品について、消費者の生命又は身体に危害が発生すると認められ、製造・輸入事業者等によって必要な措置が講じられることが期待できない等の場合に、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、対象製品のインターネットモールの利用の停止等を要請できることとすることが必要である。その際、要請を受けた取引デジタルプラットフォーム提供者が対応に一定の時間を要する場合もあることを踏まえ、一般消費者に対し、速やかに注意喚起等をする観点から、当該要請を行った旨は公表することができることとする。これらの措置を通じ、安全確保を図ることができることを見込まれる。

### (3) 届出事項の公表制度の創設

安全な製品の流通を通じて、消費者の利益を保護するためには、取引デジタルプラットフォーム提供者や消費者が自発的かつ迅速に届出情報を活用できるよう（例：届出が確認できない等の場合には、取引デジタルプラットフォーム提供者においては当該製品の出品を認めない、消費者においては、当該製品の購入を避ける）届出情報を公表し、製品の安全性を確認できる環境を整備することで、流通の初期段階で安全でない製品の国内流通を防ぐことが可能となることを見込まれる。

## 2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

### (1) 子供用の製品に係る規制の創設

子供用の製品について、事前規制の対象とすることで、国内外の基準に満たない製品の国内での流通を防止することができ、ひいては、子供用の製品による事故の未然防止を図ることが見込まれる。

### (2) 子供用特定製品の中古品特例

子供用特定製品での中古品の市場規模（出典：リユース業界の市場規模推計 2023（2022年版））をみると、「玩具・模型」では約 2119 億円（全体 7.3%）、「ベビー・子供用品」では約 411 億円（構成比：1.4%）となっているところ。

今般、特例措置を講じて、販売事業者においては所定の要件に合致した対応を行うことで、引き続き中古品の販売が継続できるため、中古品を巡る経済活動を阻害することなく、一定の安全性も担保できようになり、販売事業者側の事業継続と、消費者側の安全確保という双方の利益に適う環境整備が進むことが期待できる。

## ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

## 1. インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

### (1) 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

特定輸入事業者を規制対象とすることや国内管理人の選任により、海外から直接販売される製品の安全確保を図ることが可能となることは社会全体として大きな便益である。他方、その便益の金銭的価値については、防ぐことのできる事故等の態様・影響範囲・原因によって様々であるため、便益の試算は困難である。

### (2) 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

当該措置により、出品削除が図られることによって、消費者の安全確保や製品事故の未然防止が図られることが期待されるが、当該効果を試算することは困難。また、現状、オンラインモールにおいて出品削除要請の対象となりうる製品がどの程度流通しているのかといった全容を把握することも困難。このため、定量的な便益の試算は困難である。

### (3) 届出事項の公表制度の創設

当該措置により取引デジタルプラットフォーム提供者や消費者が自発的かつ迅速に届出情報を活用することで、流通の初期段階で安全でない製品の国内流通を防ぐことが可能となるが見込まれ、消費者の安全確保や製品事故の未然防止等の効果が図られることが期待されるが、定量的に試算することは困難である。

## 2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

### (1) 子供用の製品に係る規制の創設

玩具を始めとする子供用の製品について、⑤に記載した安全確保のための措置を講じることを事業者に義務づけることで製品事故の未然防止を図ることになるが、具体的な規制対象については、今後、政令で指定されるため、これまでに発生した子供用の製品での事故がどれほど減少する見込みか推計することができない。したがって、制度改正による定量的な便益の推計は困難である。

### (2) 子供用特定製品の中古品特例

対象となる子供用特定製品の中古品は、一度は一般消費者の手に渡っていることから、新品として販売された際には、技術基準適合等の義務が履行された製品であると推定されるが、マーク等の確認ができない場合、本措置を講じないと販売することができない。また、子供用特定製品の対象は今後、政令で指定されるため、これら製品の中古品による事故発生件数に関する統計・データを定量的に推計することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではないため、当該項目は該当しない

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

### 1. インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

#### (1) 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

特定輸入事業者や国内管理人については、法令等に基づく事務が発生する（③参照）。

これら以外で生じる恒常的な対応は想定しにくいことから、海外事業者や国内管理人に対する副次的な影響等は限定的と考えられる。

#### (2) 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

国から出品削除等を要請された取引デジタルプラットフォーム提供者においては、当該削除等を実施時に、出品者への確認・事情説明、削除後に出品者からの照会（出品者からの是正状況の報告、再出品に向けた相談対応等）などは一定程度、想定される。他方、主な対応は要請主体である国となることが見込まれるため、取引デジタルプラットフォーム提供者における事務は限定的となることが想定される。また、出品削除等の要請がどの程度発生するか、事前には見込むことは困難である。

なお、取引デジタルプラットフォーム提供者において、当該要請に係る出品削除の措置を躊躇する可能性に対応するため、当該措置により出品者等に生じた損害については賠償の責任を負わないことについても規定している。

#### (3) 届出事項の公表制度の創設

本改正の施行後に製造・輸入事業者からの届出情報の一部（④で示した内容）が公表された場合、公表のためのポータルサイトを運営する行政側（経済産業省製品安全課）と、届出情報が公表さ

れた事業者側での問い合わせへの対応が、一定程度生じることが見込まれるが、法改正前から、請求があれば開示していた情報でもあることから、追加の事務負担は限定的であり、かつ、問い合わせがどの程度寄せられる見込みかを推定（推計）することは困難。

## 2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

### (1) 子供用の製品に係る規制の創設

子供用特定製品として具体的に指定される対象製品は明らかではないが、対象となる事業者には法令等に基づく事務が発生する（③参照）。本改正によって消費者の子供用の製品への安全意識が高まることによって、対象製品以外についても、事業者における安全確保のための取組や、対象年齢及び使用上の注意等に関する警告表示が自主的に付されることも想定され、安全な市場の構築につながることを期待される。

### (2) 子供用特定製品の中古品特例

中古品販売事業者に対する特例措置（国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備を条件に販売可とすること）の導入によって、国内消費者への注意喚起（情報提供）に必要な情報収集・整理を中古品販売事業者が行うために、中古品販売事業者が製造・輸入事業者に対して個別に当該子供用特定製品に関する取扱いを問い合わせたり、自ら安全確保のための体制整備として従業員に対する研修を行ったり、店頭やオンラインでの出品先での注意喚起表示を行う（店頭販売での対象製品の陳列方法の変更等）など、付随的な事務作業が発生することが想定される。他方、こうした中古品販売事業者における対応によって、対象製品以外の中古品に対する製品安全意識の向上が事業者・消費者双方にもたらされることが期待できる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

### ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

## 1. インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

### (1) 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

特定輸入事業者や国内管理人については、法令等に基づく事務が発生する。

効果については、海外から直接販売される製品の安全確保を図ることができることが見込まれる。その際、①のとおり、国への事故報告の義務が履行されていない発火事故は少なくとも年間100件超であると推計されており、当該措置により、事業者において注意喚起や再発防止措置が適切に実行されることで、事故の未然防止等につながるが見込まれる。

したがって、費用よりも効果が明らかに大きく、本改正は妥当と考えられる。

### (2) 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

要請を受けた取引デジタルプラットフォーム提供者において、要請を踏まえた一定の事務の発生は想定される。他方、当該措置により製品事故の未然防止、消費者の生命・身体の保護等の効果が見込まれる。したがって、費用よりも効果が明らかに大きく、本制度の導入は妥当と考えられる。

### (3) 届出事項の公表制度の創設

届出情報の公表自体については、事業者側での遵守費用は発生せず、行政費用として公表に必要な情報システム（保安ネット）の改修に係る経費（初期費用）が生じるもの。また、公表によって、問い合わせ対応が届出事業者及び行政側の双方に付随的に発生することは想定されるが、いずれも一時的又は限定的な影響と考えられる。他方、製造・輸入事業者が必要な届出を行っているかどうかを迅速かつ簡便に取引デジタルプラットフォーム提供者や販売事業者、消費者等が自主的に確認できる環境が整うことで、安全な製品の確実な流通が促進されるという効果が期待できる。したがって、費用よりも効果が明らかに大きく、本制度の導入は妥当と考えられる。

## 2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

### (1) 子供用の製品に係る規制の創設

具体的な対象範囲が明らかではないため、遵守費用及び行政費用を推計することは困難ではあるが、玩具を含む子供用の製品に事前規制を措置することで、子供が被害に遭う事故の未然防止が図られることが期待できる。諸外国の多くで導入済みの行政アプローチであることも踏まえ、また、費用よりも効果が明らかに大きく、本制度の導入は妥当と考えられる。

### (2) 子供用特定製品の中古品特例

子供用特定製品を取り扱う中古販売事業者の遵守費用の推計は困難だが、⑧で記載したような消費者への注意喚起や体制整備等が行われることで、現状の中古品の取引・流通を阻害することなく、関係者による中古品の安全確保のための対策や措置が講じられ、消費者の中古品への安全意識が向上する効果が期待できることから、妥当な規制であると考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

### 1. インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

#### （1）海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

代替案として、国内管理人の選任を求めない、といった案も想定されるが、特定輸入事業者は地理的に遠隔な場所（海外）にいることもあり、法の執行に当たっては課題も想定され、また、当該事業者が販売等する製品に何らかの問題があった場合に直接対応することが困難であることも想定される。このため、国内で必要な対応をとる者として国内管理人を選任させることで、その実効性を担保することができると思われることから、当該案が妥当である。

#### （2）取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

代替案として、取引デジタルプラットフォーム提供者への（出品削除の要請ではなく）出品削除の命令とした場合、販売事業者に課されている責務と担保措置との関係で不整合が生じることから、問題解決の方策として妥当ではない。

（法令違反行為を行った製造・輸入事業者に対しては、製品安全4法での義務の履行を求めつつも、仮に義務が履行されない場合には法令違反行為を行った事業者の氏名等を公表することで、迅速に周知し、消費者の安全確保と製品事故の未然防止を図ることとする。）

#### （3）届出事項の公表制度の創設

本公表制度に関しては、代替案は想定されない。

### 2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

#### （1）子供用の製品に係る規制の創設

代替案として、現状指定されている「磁石製娯楽用品」などと同様に、事故の状況を踏まえ、事後的に製品単位で指定することも考えられるが、この場合、事故を未然防止するという観点からの対応とはならず、かつ、製品単位での指定となるため、行政コストも増大することが想定されることから妥当ではない。

#### （2）子供用特定製品の中古品特例

代替案として、中古品に対して（一定の条件の下での販売を可能とする特例ではなく）新品販売と同様に、製品単位での届出や技術基準への適合義務等を課した場合、どのような製品が持ち込まれるか予測が困難で、消費者に対して迅速な対応が求められる中古品市場において、中古品事

業者に過度な負担を課すこととなる。結果、当該製品の流通・取扱いが自主的に控える動きが出てくることも懸念されることから、妥当ではない。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

#### 審議会等での検討・審議

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会において、製品安全に係る規制体系のあり方や法的な論点について、令和5年10月から12月にかけて以下のように議論を行い、中間取りまとめ案として整理したところ（措置の方向性が了承された）。その後、パブリック・コメントにも付した上で、その成果を令和6年2月に報告書（中間取りまとめ）としてとりまとめた。

なお、上記審議会での審議に先立ち、消費生活用製品の安全確保に向けた検討会を立ち上げ、令和5年1月から6月にかけて、消費生活用製品の安全確保に関する現状認識や課題を踏まえ、対応策の方向性等について計6回の議論を重ね、報告書をまとめた。

関係資料等は下記のとおり。

(1) 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

【パブリック・コメント結果】

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/seihin\\_anzen/pdf/20240207\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/pdf/20240207_2.pdf)

【中間取りまとめ】

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/seihin\\_anzen/pdf/20240207\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/pdf/20240207_1.pdf)

<委員構成（所属団体）>

消費生活相談員、婦人団体、専門機関（製品事故調査）、大学教授、新聞社、シンクタンク 等（オブザーバ；家電メーカー団体、家電量販店団体、取引デジタルプラットフォーム提供者団体、製品安全認証団体、玩具業界団体、ガス石油機器メーカー団体、チェーン店業界団体等）

<議論の経緯>

- ・事務局から提示した措置や取組の方針案に対して、賛同する意見が多く寄せられた。
- ・取引デジタルプラットフォーム提供者団体からは、製品事故等に関する取引デジタルプラットフォーム提供者に対する措置要求の義務付けに当たっては慎重に検討すべきとの意見あ

り。

- ・玩具業界から、新たな規制制度の導入にあたり、既存の ST マークの管理業務に手が回らないというような事態に陥らないよう、ST と強制規格の共存や、玩具事業者に過度の負担を強いることないものとするべき旨の意見あり。
- ・上記意見等を踏まえて中間とりまとめ案を取りまとめ、了承。

## (2) 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会

### 【報告書】

[https://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/consumer\\_products/pdf/20230630\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/consumer_products/pdf/20230630_1.pdf)

### <委員構成（所属団体）>

消費生活相談員、経済団体、弁護士、学識者

(オブザーバ：家電メーカー団体、家電量販店団体、取引デジタルプラットフォーム提供者、製品安全認証団体、玩具業界、ガス石油機器メーカー団体、チェーン店業界、ベビーカー団体 等)

### <議論の経緯>

- ・取引デジタルプラットフォーム提供者団体からは、製品事故等に関する取引デジタルプラットフォーム提供者に対する措置要求に当たっては慎重に検討すべきとの意見あり。
- ・玩具業界から、ST と強制規格の共存や、物理的安全性・化学的安全性の規制のあり方については国際的な基準も意識して検討すべき旨の意見あり。
- ・上記意見等を踏まえて検討会報告書を取りまとめ、了承。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、施行後 5 年をメドに事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあら

はじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

1. インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

（1）海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- ① 海外にいる製造・輸入事業者（国内管理人を選任した事業者）からの届出件数
- ② 当該事業者が取り扱った対象製品での重大／非重大製品事故発生件数
- ③ 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する当該事業者が取り扱った対象製品の出品削除要請（法令に基づく要請）の件数

（2）取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

- ① 法令に基づき、取引デジタルプラットフォーム提供者に対して要請された出品削除の件数（出品削除された製品数）

（3）届出事項の公表制度の創設

- ①届出情報の公表サイトへのアクセス件数

2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

（1）子供用の製品に係る規制の創設

- ① 子供用特定製品での重大／非重大製品事故発生件数
- ② 子供用特定製品の製造・輸入事業者からの届出件数（事業者数等）

（2）子供用特定製品の中古品特例

- ①中古品特例を活用する事業者数